

簡易株式交換公告

平成 18 年 12 月 18 日

株 主 各 位

広島県福山市王子町一丁目 3 番 5 号

青 山 商 事 株 式 会 社

代表取締役社長 青 山 理
兼執行役員社長

当社は、平成 18 年 12 月 18 日開催の取締役会において、平成 19 年 1 月 15 日を株式交換の効力発生日として、株式会社栄商（本店 岡山県井原市大江町 1345 番地の 1）を、当社の完全子会社とするための株式交換を行うことを決議いたしましたので、公告いたします。

この株式交換は、会社法第 796 条第 3 項に基づき、会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の決議による株式交換契約の承認を受けずに行いますので、この株式交換に反対の株主は、本公告掲載の翌日から 2 週間以内に書面によりその旨をご通知ください。

また、株式買取請求を希望される株主は、効力発生日の 20 日前の日から効力発生日の前日までの間に、書面によりその旨並びに株式買取請求に係る株式の数をご通知ください。

以 上